一般財団法人鹿児島県教職員互助組合広報媒体への広告掲載仕様書

互助組合が発行する広報媒体の概要は、次のとおりである。

媒体	保体の概要は、次のとおりである。 広報誌「互助組合だより」及び「退教互だより」
規格	$A 4 サイズ, フルカラー, 6 \sim 16ページ$
発行月	4月,6月,1月
配布先	互助組合の組合員及び継続組合員
発行部数	約22,000部
	(互助組合だより約16,600部,退教互だより約5,500部)
広告掲載場所	裏表紙裏
募集枠数	各発行月につき2枠まで
広告枠の大きさ	1 枠 縦130mm×横175mm以内
	2 枠 縦260mm×横175mm以内
掲載料	1回の発行につき,
	1枠 15,000円(非課税)
	2枠 30,000円(非課税)
広告の体裁	(1) 記事と区別するため、広告枠の左上又は右上の隅に広
	告と表示し、外側を実線で囲むこと。
	(2) 広告には、必ず広告主の名称及び問い合わせ先を表記
	すること。
	(3) 広告の対象となる商品及びサービス等の内容につい
	て、読者が誤解するおそれのある表現を用いないこと。
広告掲載の申込み等	広告を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入し、
	必要書類を添えて当互助組合が定める日までに提出する。
	※ 掲載を希望する発行月の3カ月前を当該申込期限の目
	安とします。
広告の作成	広告主は、広告の内容等について当互助組合と協議のう
	え、広告を作成する。広告主から協議のあった内容につい
	て、当互助組合が不適当であると判断した場合は、内容の
	補正等を求めることができる。
広告掲載料の支払い	(1) 広告主は、当互助組合が指定する期日までに広告掲載
	料を支払わなければならない。
w - 11	(2) 広告掲載料は、広告掲載後に請求する。
その他	(1) 一般財団法人鹿児島県教職員互助組合広告事業実施要
	綱を遵守すること。
	(2) この仕様書及び実施要綱に定めのない事項について
	は、必要に応じて協議し定めるものとする。
	(3) 広告掲載が,当互助組合が広告内容を推奨するもので
	はありません。